

目 次

1 国民年金のしくみ	9	旧老齢年金	182
①国民年金とは—9		①支給を受ける条件—182	
②被保険者—11		②支給される年金額—186	
③基礎年金番号—25		③支給期間—187	
④年金手帳（国民年金手帳）—27		令和2年度旧老齢年金額早見表—188	
⑤保険料と基礎年金の費用—29		④支給の繰上げ、繰下げ—190	
2 給付の種類と通則事項	43	⑤年金請求の手続—192	
①給付の種類—43		旧通算老齢年金	196
②被保険者期間、③年金の請求—49		①通算の対象となる制度—196	
④年金額の改定方法—52		②通算対象期間—198	
⑤年金額の端数処理、⑥年金の支払い—54		③通算対象期間の計算—200	
3 老齢基礎年金	56	④通算対象期間の確認請求—201	
①支給を受ける条件—56		⑤支給を受ける条件—202	
②従来の支給条件の特例措置—63		⑥支給される年金額—205	
③支給される年金額—79		⑦支給期間、⑧支給の繰上げ—206	
令和2年度老齢基礎年金額早見表—84		⑨年金請求の手続—207	
④支給の繰上げ、繰下げ—87		令和2年度旧通算老齢年金額早見表—208	
⑤年金請求の手続—92		旧障害年金	213
⑥支給期間・年金額の改定など—107		旧母子年金	215
4 障害基礎年金	108	旧準母子年金	217
①支給を受ける条件—108		旧遺児年金	218
②支給される年金額—119		旧寡婦年金	219
③年金請求の手続—120		老齢福祉年金	220
④支給期間・年金額の改定など—127		8 併給の調整	223
5 遺族基礎年金	132	9 年金受給者の手続	227
①支給を受ける条件—132		①新法の年金受給者の主な手続一覧—227	
②支給される遺族の範囲—136		②新法年金受給者の主な手続—233	
③支給される年金額—139		1. ひき続き年金を受けようとするとき—233／2. 氏名を変えたとき—235／3. 住所や受取機関を変えるとき—237／4. 年金証書をなくしたときなど—239／5. 年金を受けている人が死亡したとき—240／6. 死亡した人の未支給の年金を受けるとき—242／7. 二つ以上の年金のどれか一つを選択するとき（年金の支払いがすべて日本年金機構から行われる場合）—245／8. 二つ以上の年金のどれか一つを選択するとき（年金の支払いが日本年金機構と地方庁または共済組合等の組み合わせの場合）—250／9. 年金の支給停止事由がなくなったとき—255／10. 特別支給の老齢厚生年金を受けることになった後に共済組合等に加入していた人が退職（60歳未満）したときまたは60歳に達したとき—258／11. 配偶者が被用者年金制度の老齢（退職）年金・障害年金を受けられるようになったため振替加	
④年金請求の手続—141			
⑤支給期間・年金額の改定など—153			
6 第1号被保険者の独自給付	155		
①付加年金—155			
②寡婦年金—157			
③死亡一時金—163			
④特別一時金—168			
⑤短期在留外国人の脱退一時金—173			
⑥中国残留邦人等に対する国民年金の特例—175			
⑦特別障害給付金制度の概要—178			
7 旧国民年金法による給付	182		

算が加算されるようになったとき—260／12. 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が額計算の基礎となる組合員期間または加入者期間が240月以上である退職共済年金等を受けられるようになったとき—262／13. 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が障害を支給事由とする年金給付を受けられるようになったとき—264／14. 障害給付を受けられるために老齢基礎年金の振替加算が支給停止されていたのが障害給付を受けられなくなったとき—265／15. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人に老齢厚生年金の受給権ができたとき—267／16. 特別支給の老齢厚生年金を受けている人が老齢基礎年金の支給の繰上げを請求するとき—270／17. 特別支給の老齢厚生年金を受けていた人が66歳以後に65歳からの老齢基礎年金・老齢厚生年金の支給を請求するとき—274／18. 加算額の対象者が婚姻したり死亡したとき等—277／19. 障害基礎年金を受ける原因となった障害の程度が重くなったとき—278／20. 受給権発生後に子を有するに至ったとき—281／21. 障害基礎年金受給者の障害の程度が軽快したとき—284／22. 障害基礎年金受給者が障害補償を受けるとき—285／23. 加算額の対象の子が障害の状態となったとき—286／24. 遺族基礎年金の受給権発生時の胎児が生まれたとき—288／25. 遺族基礎年金の受給権がある子が障害になったとき—290／26. 遺族基礎年金の支給停止期間が満了したときなど—292／27. 所在不明者の遺族基礎年金—295／28. 遺族基礎年金受給者が婚姻したときなど—297／29. 遺族基礎年金の受給権がある子が父または母と生計を同じくするようになったとき—298／30. 20歳前傷病による障害基礎年金, 裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が旧法による年金給付を受けられるときなど—299／31. 裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が受けている旧法による年金給付の額の変更のため支給停止額が変更となるとき—301／32. 20歳前傷病による障害基礎年金, 裁定替えの障害・遺族基礎年金または寡婦年金の支給停止事由がなくなったとき等—303	
③旧法の年金受給者の主な手続一覧—306	
④旧法年金受給者の主な手続—308	
1. 障害年金受給者の障害の程度が軽快したとき—309／2. 障害年金と同一支給事由の他の公的年金制度等の障害給付の額が改定されて支給停止額が変わるとき—310／3. 障害年金の支給停止期間が満了したとき等—312／4. 障害年金を受ける原因となった障害の程度が重くなったとき—314	
10 未支給の年金給付	317
11 第三者行為と年金の調整	319
12 給付の制限など	322
	[1]給付の制限, [2]時効, [3]受給権の保護・公課の禁止—322 [4]不服の申立—323
13 社会保障協定による特例措置	324
[1]社会保障協定の概要—324	
[2]社会保障協定による被保険者の取扱い—329	
[3]社会保障協定による給付の取扱い—336	
14 国民年金基金制度のしくみ	346
[1]基金の目的と組織—346	
[2]掛金と支給される年金・一時金—348	
[3]国民年金基金連合会—361	
付録1 厚生年金保険のしくみと給付	
1 厚生年金保険のしくみ—366	
2 給付の種類と通則事項—384	
3 特別支給の老齢厚生年金—399	
4 65歳からの老齢厚生年金—432	
5 障害厚生年金—442	
6 遺族厚生年金—456	
7 年金分割—474	
8 旧厚生年金保険法による給付—482	
9 沖縄の特例—497	
標準報酬月額・保険料月額表—503	
被用者年金一元化後の主な改正点—504	
付録2 年金記録問題と特例措置	
1 年金記録問題について—524	
2 「ねんきん特別便」—529	
3 加入記録が年金給付に結びつく例—531	
4 年金時効特例法について—534	
5 年金記録の訂正請求手続きについて—539	
6 遅延加算金法について—542	
7 厚生年金特例法について—543	
8 延滞金軽減法について—545	
9 「ねんきん定期便」—547	
10 特定期間の保険料納付—549	
11 特定期由に係る特例保険料の納付申出—551	
「持続可能性向上法」関連年金制度改正の概要	
1 短時間労働者への適用の促進—556	
2 産前産後にある国民年金の第1号被保険者の保険料免除—560	
3 年金額の改定方法の見直しについて—562	
(附) 受給資格期間の短縮について—568	

1 国民年金のしくみ

1 国民年金とは

◆国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。



※年金請求書や届書類等に「個人番号（マイナンバー）」を記載する場合の添付書類・本人確認については、234頁および315・316頁を参照してください。

根拠条文について

- 1 本書の根拠条文において使用した略称の主なものは、次のとおりです。

法……………国民年金法
法附……………国民年金法附則
改附（60）……………国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則
改附平（6）……………国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号）附則
改附平（16）……………国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則
令……………国民年金法施行令
措置令……………国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
改定政令……………国民年金法による改定率の改定等に関する政令
則……………国民年金法施行規則
社会保障特例法……………社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律
年金機能強化法……………公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）
被用者年金一元化法……………被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）
年金事業運営改善法……………政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）
持続可能性向上法……………公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号）
- 2 本書の根拠条文は、必要に応じ、条・項・号まで示しています。例えば、「法7—1①」とあるのは「国民年金法第7条第1項第1号」であることを示しています。

国民年金は、昭和61年3月まではサラリーマン、公務員等のいわゆる被用者を対象とする制度（被用者年金制度）に加入していない自営業者等を対象していましたが、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）」の施行日（昭和61年4月1日）以後は、国民年金の適用の範囲がすべての国民に拡大され、被用者年金制度の被保険者（組合員または加入者）およびその配偶者も国民年金の被保険者とすることになりました。したがって、被用者年金制度の被保険者（組合員または加入者）は、厚生年金保険または共済組合とともに国民年金にも加入することになり、同時に二つの年金制度に加入することになっていました。

<被用者年金制度の一元化>

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」の施行日（平成27年10月1日）以後は、被用者年金制度は厚生年金保険に一元化され、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合および私学教職員共済の長期給付のうち厚生年金相当部分については、厚生年金保険法が適用されることになりました。

厚生年金保険			
(サラリーマンの妻)			
国	民	年	金
↓			
— 自営業者世帯 —	— サラリーマン世帯 —	— 公務員等 —	

3 老齢基礎年金

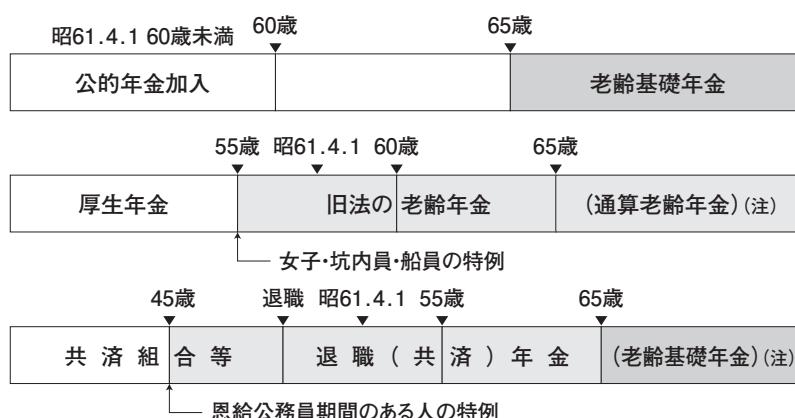
1 支給を受ける条件

◆保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて10年（平成29年7月までは25年）以上ある人が、65歳に達したときに支給されます。



老齢基礎年金は、原則として保険料納付済期間または免除期間があって、保険料納付済期間、免除期間および合算対象期間を合わせて10年（平成29年7月までは25年）以上ある人が、65歳に達したときに支給されます。（法26、法附9）

なお、①大正15年4月1日以前に生まれた人（昭和61年4月1日に60歳以上の人）、②大正15年4月2日以後に生まれた人で昭和61年3月31日に被用者年金制度の老齢（退職）年金の受給権者である人は、旧法の老齢年金（または通算老齢年金）が支給され、老齢基礎年金は適用されません。ただし、昭和61年3月31日に共済組合が支給する退職年金・減額退職年金の受給権がある人で、昭和6年4月2日以後に生まれた人については、老齢基礎年金が適用されることがあります。（改附60(31)）

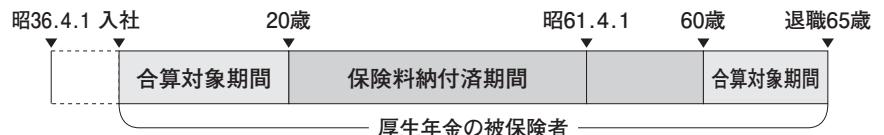


（注）国民年金の保険料納付済期間または免除期間がある場合に支給されます。

＜保険料納付済期間＞

保険料納付済期間は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料を納付した期間や第2号被保険者または第3号被保険者であった期間です。（法5-1）

なお、第2号被保険者については、当分の間、20歳以上60歳未満の期間が保険料納付済期間とされ、20歳前および60歳以後の期間は、合算対象期間とされます。（改附60(8-4)）



＜保険料免除期間＞

第1号被保険者が保険料を免除された期間で、保険料全額免除期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間、保険料4分の1免除期間を合算した期間をいいます。（法5-2～6）

学生納付特例、納付猶予も免除期間とみなされますが、老齢基礎年金の額を計算するうえでは算入されません。

＜合算対象期間＞

国民年金の被保険者とならなかった、次の20歳以上60歳未満の期間です。（法附9-1）

- (1) 老齢（退職）年金を受けられる人であった期間
- (2) 日本人で海外に在住していた期間
- (3) 日本に帰化した人、永住許可などを受けた人の海外に在住していた期間のうち昭和36年4月1日から日本国籍を取得した日等の前日までの期間（改附60(8-5)(11)）

この合算対象期間は、老齢基礎年金の資格期間を満たしているかどうかを見る場合は算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算する場合には、その基礎としないいわゆる「カラ期間」です。

また、平成3年4月1日から、20歳以上の学生は強制適用の第1号被保険者となりましたが、平成3年3月までの学生が国民年金に任意加入しなかった期間も合算対象期間となります。（改附平元4-1）

令和2年度老齢基礎年金額早見表(表3-15)

(大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれ)

(単位：円)

納付免除	0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年 (加入可能年数)
0 年	0	31,268	62,536	93,804	156,340	312,680	469,020	625,360	781,700
1 年	10,423	41,691	72,959	104,227	166,763	323,103	479,443	635,783	
2 年	20,845	52,113	83,381	114,649	177,185	333,525	489,865	646,205	
3 年	31,268	62,536	93,804	125,072	187,608	343,948	500,288	656,628	
5 年	52,113	83,381	114,649	145,917	208,453	364,793	521,133	677,473	
10 年	104,227	135,495	166,763	198,031	260,567	416,907	573,247		
15 年	156,340	187,608	218,876	250,144	312,680	469,020			
20 年	208,453	239,721	270,989	302,257	364,793				
25 年	260,567								

(昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれ)

(単位：円)

納付免除	0 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	35 年	37 年 (加入可能年数)
0 年	0	105,635	211,270	316,905	422,541	528,176	633,811	739,446	781,700
5 年	35,212	140,847	246,482	352,117	457,753	563,388	669,023		
10 年	70,423	176,058	281,693	387,328	492,964	598,599			
15 年	105,635	211,270	316,905	422,540	528,176				
20 年	140,847	246,482	352,117	457,752					
25 年	176,059	281,694	387,329						
30 年	211,270	316,905							
35 年	246,482								
37 年	260,567								

(昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ)

(単位：円)

納付免除	0 年	1 年	3 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	29 年 (加入可能年数)
0 年	0	26,955	80,866	134,776	269,552	404,328	539,103	673,879	781,700
1 年	8,985	35,940	89,851	143,761	278,537	413,313	548,088	682,864	
3 年	26,955	53,910	107,821	161,731	296,507	431,283	566,058	700,834	
5 年	44,925	71,880	125,791	179,701	314,477	449,253	584,028		
10 年	89,851	116,806	170,717	224,627	359,403	494,179			
15 年	134,776	161,731	215,642	269,552	404,328				
20 年	179,701	206,656	260,567	314,477					
25 年	224,626	251,581	305,492						
29 年	260,567								

(昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ)

(単位：円)

納付免除	0 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	35 年	39 年 (加入可能年数)
0 年	0	100,218	200,436	300,654	400,872	501,090	601,308	701,526	781,700
5 年	33,406	133,624	233,842	334,060	434,278	534,496	634,714		
10 年	66,812	167,030	267,248	367,466	467,684	567,902			
15 年	100,218	200,436	300,654	400,872	501,090				
20 年	133,624	233,842	334,060	434,278					
25 年	167,030	267,248	367,466						
30 年	200,436	300,654							
35 年	233,842								
39 年	260,567								

(昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ)

(単位：円)

納付免除	0 年	1 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	34 年 (加入可能年数)
0 年	0	22,991	114,956	229,912	344,868	459,824	574,779	689,735	781,700
1 年	7,664	30,655	122,620	237,576	352,532	467,488	582,443	697,399	
5 年	38,319	61,310	153,275	268,231	383,187	498,143	613,098		
10 年	76,637	99,628	191,593	306,549	421,505	536,461			
15 年	114,956	137,947	229,912	344,868	459,824				
20 年	153,275	176,266	268,231	383,187					
25 年	191,593	214,584	306,549						
30 年	229,912	252,903							
34 年	260,567								

(昭和16年4月2日以後生まれ)

(単位：円)

納付免除	0 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	35 年	40 年 (加入可能年数)
0 年	0	97,713	195,425	293,138	390,850	488,563	586,275	683,988	781,700
5 年	32,571	130,284	227,996	325,709	423,421	521,134	618,846	716,559	
10 年	65,142	162,855	260,567	358,280	455,992	553,705	651,417		
15 年	97,713	195,426	293,138	390,851	488,563	586,276			
20 年	130,283	227,996	325,708	423,421	521,133				
25 年	162,854	260,567	358,279	455,992					
30 年	195,425	293,138	390,850						
35 年	227,996	325,709							
40 年	260,567								

*免除とは、全額免除期間のことです。また、国庫負担割合は3分の1として計算しています。

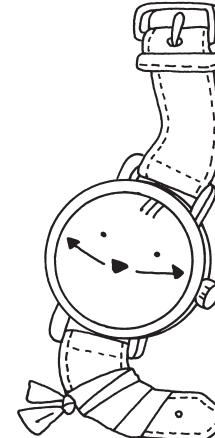
4 障害基礎年金

1 支給を受ける条件

◆障害基礎年金は、原則として、国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気・けがで障害者になったときに支給されます。

◆被保険者の資格を喪失したあとでも、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気・けがで障害者になったときには支給されます。

◆ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です（初診日が令和8（平成38）年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています）。



■ 障害基礎年金を受ける条件

障害基礎年金は、次の三つの条件がそろえば支給されます。（法30）

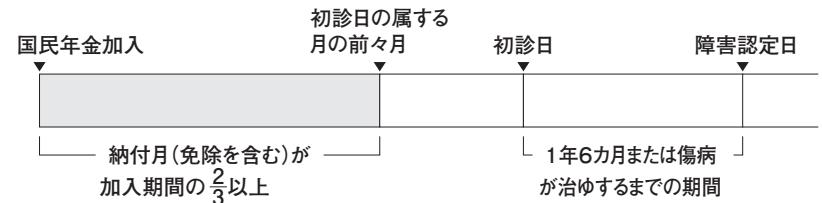
- (1) 障害の原因となった病気・けがについて医師または歯科医師の診療を受けた日（「初診日」といいます）において、①国民年金の被保険者であるとき、または②国民年金の被保険者であった人（昭和61年4月1日前に被用者年金制度の加入者であった人を含みます・措置令(61)41）が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき
- (2) 初診日から1年6カ月を経過した日（その期間内に治った場合はその日、ともに「障害認定日」といいます）の障害の程度が国民年金法施行令で定める1級または2級（118頁参照）に該当すること
- (3) 初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

なお、昭和61年3月31において旧国民年金法による障害年金の受給権があ

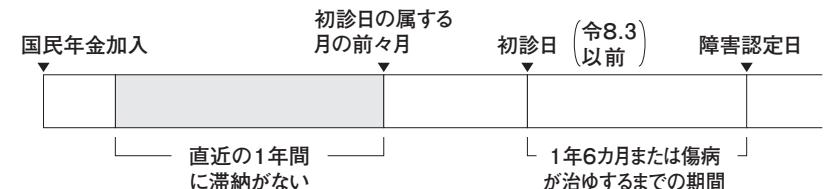
る人には障害基礎年金は支給されず、ひき続き旧国民年金法による障害年金が支給されます。（改附(60)32）

<保険料納付要件等>

(1) 障害基礎年金を受けるためには、障害の原因となった病気・けがの初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間がある場合、保険料納付済期間と免除期間を合わせると3分の2以上あることが必要となります。いいかえると、国民年金の保険料を3分の1以上滞納していなければ支給されることになります。



なお、令和8（平成38）年3月31以前に初診日がある傷病で障害になった場合は、前記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくとも、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に国民年金の保険料の滞納がなければよいことになっています（ただし、初診日に65歳未満でなければなりません）。（改附(60)20）



ただし、病気やけがの初診日が平成3年4月30日までのものについては、これら「前々月まで」とあるのは「月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月まで」となっています。これは国民年金の保険料が毎月納付となったことに伴い、従来に比べて要件が厳しくならないように配慮されたことによるものです。（改附(60)21）



- (7) 1級または2級の障害の状態にある子が20歳に達したとき
のいずれかに該当したときそれに該当した子の受給権が消滅します。

■年金額の改定

1. 配偶者に支給される遺族基礎年金は、次に該当したため、子の数が増減したときは、その増減後の子の数に応じて増減した月の翌月から子の加算額が改定されます。(法39)
 - (1) 増額改定——受給権を得た当時に胎児であった子が生まれたとき
 - (2) 減額改定——子が2人以上いる場合で、1人を除いた子が前記支給期間1. の(4)～(11)のいずれかに該当したとき
2. 子に支給される遺族基礎年金は、受給権を得た後に支給対象となっている子の数が増減したとき、その増減後の子の数に応じて増減した月の翌月から年金額が改定されます。(法39の2)

■支給停止

1. 業務上の理由による死亡で労災保険の遺族（補償）年金を受けることができるときは、遺族基礎年金は全額支給され、労災保険で支給の調整が行われます。
2. 業務上の理由による死亡で、労働基準法の遺族補償が行われるときは、死亡日から6年間、遺族基礎年金が支給停止されます。(法41)
3. 配偶者に対する遺族基礎年金は、その配偶者が1年以上所在不明のときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によって、その所在不明になったときにさかのぼって、支給が停止されます。(法41の2)
4. 遺族基礎年金の受給権がある子が2人以上いて、そのうち1人以上の子が1年以上所在不明のときは、他の子の申請によって、所在不明になったときにさかのぼって支給が停止され、年金額の改定が行われます。(法42)

なお、上記3. と4. の場合は、支給停止された配偶者または子は、いつでもその支給停止の解除を申請することができます。

6 第1号被保険者の独自給付

1 付加年金

- ◆付加年金、寡婦年金、および死亡一時金は、第1号被保険者に対する独自給付となります。
- ◆付加年金は、付加保険料を納めた人が老齢基礎年金の受給権を得たときに支給されます。
- ◆付加年金の額は、次の式で計算されます。

$$200\text{円} \times \text{付加保険料納付月数}$$



■支給を受ける条件

付加年金は、付加保険料を納めたことがある人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに老齢基礎年金に加算して支給されます。(法43)

したがって、付加年金の支給期間は老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から死亡した月までとなります。(法18、48)

また、老齢基礎年金の繰上げ支給または繰下げ支給を受けた場合は、付加年金の支給もそれに合わせて、繰り上げまたは繰り下げられます。繰上げまたは繰下げが行われた付加年金の額は年齢に応じて、老齢基礎年金と同じ割合(87・89頁参照)で減額または増額された額になります。(法46、法附9の2)

付加年金は、老齢基礎年金が全額支給停止されている間は支給停止されます。(法47)

<付加保険料納付済期間>

付加保険料(1カ月400円)を納付できるのは第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)です。ただし、保険料の免除を受けている人および国民年金基金の加入員は付加保険料の納付をできないことになっています。(法87の2、法附5)

なお、昭和61年4月1日前の付加保険料納付済期間は、第1号被保険者としての付加保険料納付済期間とみなされます。(改附60)8-1)

したがって、この期間にかかる付加保険料納付済期間がある人には、新年金

7 旧国民年金法による給付

旧老齢年金

1 支給を受ける条件

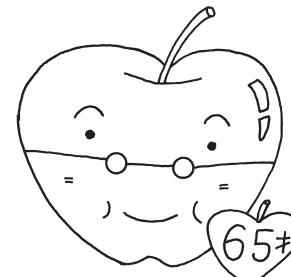
◆老齢年金は、保険料を納付した期間（昭和61年4月以後の第2号被保険者の期間を除く）と免除された期間を合わせた期間が、その人の生年月日に応じて一定年数以上ある人が、65歳に達したときに支給されます。

※平成29年8月から、旧国民年金法による老齢年金の受給資格期間も10年に短縮されました。しかし、ここでは、旧国民年金法の規定に基づいて従来の資格期間の短縮などについて解説をします。

大正15年4月1日以前に生まれた人、その後に生まれた人であっても昭和61年3月31日に旧厚生年金保険・旧船員保険法による老齢年金の受給権のある人または共済組合の退職年金・減額退職年金の受給権のある人（昭和6年4月1日以前に生まれた人に限る）には旧法の老齢年金が支給されます。

■資格期間の短縮

老齢年金は、本来は、保険料納付済期間、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間または保険料免除期間が25年（平成29年8月からは10年）以上ある人が65歳に達したときに支給されます。しかし、国民年金が発足した当時31歳以上であった人（昭和5年4月1日以前に生まれた人）は、60歳に達するまでに25年（平成29年8月からは10年）間の資格期間を満たすことが困難ですので、特例として、年齢に応じて表7-1のように資格期間が短縮されて



います。（旧法26、76）

表7-1

生年月日	受給資格期間
大正5年4月1日以前	10年
大正5年4月2日～大正6年4月1日	11年
大正6年4月2日～大正7年4月1日	12年
大正7年4月2日～大正8年4月1日	13年
大正8年4月2日～大正9年4月1日	14年
大正9年4月2日～大正10年4月1日	15年
大正10年4月2日～大正11年4月1日	16年
大正11年4月2日～大正12年4月1日	17年
大正12年4月2日～大正13年4月1日	18年
大正13年4月2日～大正14年4月1日	19年
大正14年4月2日～大正15年4月1日	20年
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年

■10年年金・5年年金

国民年金の高齢任意加入の対象となっていた人（明治39年4月2日から明治44年4月1日までの間に生まれた人）で、保険料を10年間納付して支給を受けている年金を10年年金と、保険料を5年間納付して支給を受けている年金を5年年金と呼んでいます。（旧法75、旧法附(4)15、16、旧法附(4)19、20）

■特例支給の老齢年金

大正5年4月1日以前に生まれた人の受給資格期間は10年と定められていますが、期間がさらに短くても特例的に老齢年金が支給される場合があります。

つまり、大正5年4月1日以前に生まれた人であって、保険料納付済期間が1年以上あり、保険料納付済期間、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が、その年齢に応じて、表7-2の右欄の年数を満たしていれば支給されることになっています。（旧法78）

1 過払いの年金

年金受給権者が死亡したため、年金受給権が消滅したのに、過って年金の支払いが行われた場合、過払いの年金を返還しなければなりません。

この場合、返済義務者に支給すべき年金給付があるときは、過払いの年金をその人の年金で調整（充当）することになります。（法21の2）

また、厚生年金保険の年金給付を支給停止して国民年金の年金給付をすべき場合に、国民年金の受給権が生じた月の翌月以後の分として厚生年金保険の年金給付が支払われた場合は、その支払われた厚生年金保険の年金給付は国民年金の年金給付の内払いとみなされます。反対に、国民年金の年金給付を支給停止して厚生年金保険の給付をすべき場合に、国民年金の年金給付が過払いされたときは、厚生年金保険の年金給付の内払いとみなされます。（法21）

11 第三者行為と年金の調整

◆自動車事故などの第三者行為による事故にあった場合、被害者またはその遺族は、加害者である第三者に対して損害賠償を請求する権利があり、一方では公的年金制度による給付を受ける権利が発生することがあります。

◆この場合、国民年金・厚生年金保険には、被害者等が二重の生活保障を受けることになる不合理を防ぐために、必要な調整規定がもうけられています。

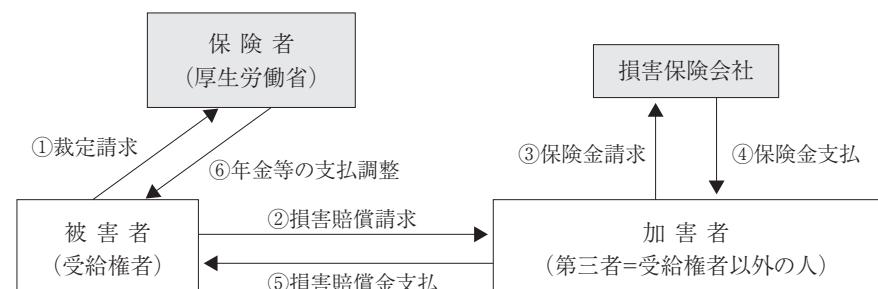


■損害賠償を受けたときは一定期間支給停止

第三者行為による障害・死亡などの事故について給付が行われ、その受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者（厚生労働省）はその額の限度で保険給付をしなくてもよいことになっています。（法22-2、厚年法40-2）

*死亡一時金（163頁参照）は調整の対象になりません。

第三者行為による事故の大部分は交通事故ですが、交通事故の場合、第三者が加入していた自動車保険の損害保険会社が支払った保険金によって損害賠償が行われ、年金との支払い調整のしくみは次の図のとおりとなります。



国民年金基金制度のしくみ

支部名	〒	所在地	電話番号
佐賀	840-0826	佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル4F	0952(29)9955
長崎	850-0031	長崎市桜町4-1 長崎商工会館ビル1F	095(828)3324
熊本	862-0956	熊本市中央区水前寺公園14-22 パークビル7F	096(387)2220
大分	870-0021	大分市府内町1-6-36 T・Sアパートメント4F	097(533)8281
宮崎	880-0812	宮崎市高千穂通1-6-38 ニッセイ宮崎ビル3F	0985(25)0090
鹿児島	892-0828	鹿児島市金生町7-8 鹿児島金生町ビル4F	099(222)6243
沖縄	900-0025	那覇市旭町116-37 自治会館3F	098(941)3061
日本医師・歯業員	170-0002	豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2F	0120(700)650
土地家屋調査士	107-0052	港区赤坂8-1-22 NMF青山1丁目ビル9F	03(6804)1128

●職能型国民年金基金

国民年金基金名	〒	所在地	電話番号
歯科医師	102-0076	千代田区五番町12-11 泉館五番町ビル2F	03(3262)9294
司法書士	160-0003	新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館4F	03(3341)2561
日本弁護士	100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14F	03(3581)3739

●国民年金基金連合会

	〒	所在地	電話番号
国民年金基金連合会	106-0032	港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル5F	03(5411)0211

付録1 厚生年金保険のしくみと給付

1 厚生年金保険のしくみ—366

- ① 適用事業所—366
- ② 被保険者—368
- ③ 被保険者期間—374
- ④ 標準報酬月額と標準賞与額—377
- ⑤ 保険料—380

2 給付の種類と通則事項—384

- ① 給付の種類—384
- ② 年金額—386
- ③ 年金額の改定方法—389
- ④ 平均標準報酬月額(平均標準報酬額)の算出方法—392
- ⑤ 年金額の端数処理—398

3 特別支給の老齢厚生年金—399

- ① 支給を受ける条件—399
- ② 老齢厚生年金の受給資格期間—402
- ③ 特別支給の老齢厚生年金の年金額—403
- ④ 在職者の年金額—419
- ⑤ 年金請求・支給期間・年金額の改定など—427

4 65歳からの老齢厚生年金—432

- ① 支給を受ける条件—432
- ② 65歳からの年金額—433
- ③ 在職者の年金額—437
- ④ 年金請求の手続—439
- ⑤ 支給期間・年金額の改定など—439

5 障害厚生年金—442

- ① 在職中の病気・けがによる障害者に支給—442
- ② 支給される年金額—447
- ③ 障害手当金—451
- ④ 年金請求・支給期間・年金額の改定など—453

6 遺族厚生年金—456

- ① 支給を受ける条件—456
- ② 遺族の範囲と支給順位—458
- ③ 支給される年金額—461
- ④ 年金請求・支給期間・年金額の改定など—470

7 年金分割—474

- ① 離婚分割—474
- ② 第3号分割—479

8 旧厚生年金保険法による給付—482

- ① 旧老齢年金—482
- ② 旧通算老齢年金—487
- ③ 旧障害年金・障害手当金—492
- ④ 旧遺族年金・通算遺族年金—494

9 沖縄の特例—497

- 標準報酬月額・保険料月額表—503
- 被用者年金一元化後の主な改正点—504